

日本の法律における電動一輪車の扱い

2021年1月

1 はじめに

本文書では、道路交通法などの法律における現在の電動一輪車（以下、EUC）の扱いを紹介します。

なお、ここで使用する「車両」などの用語は道路交通法に定義されるものです。道路交通法における用語の定義を以下に示します。第二条の八から十一に相当します。

車両

自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

自動車

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

原動機付自転車

内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

軽車両

次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

- イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）
- ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

また、より一般的な用語を以下に定義します。

検挙

捜査機関が犯罪の行為者を特定し、これを被疑者とするをいいます。被疑者を逮捕した場合だけでなく、警察等が書類送検した場合なども含みます。

2 自動車および原動機付自転車の種別

自動車の種別については、道路運送車両法第三条に記載されています。

道路運送車両法第三条（自動車の種別）

この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

上記より、EUCにおける自動車の種別は、定格出力によって決定されることとなります。そのため、EUCの定格出力によっては、道路運送車両法における自動車に該当しないこともあり得ます。

原動機付自転車の範囲及び種別については、道路運送車両法施行規則第一条に記載されており、以下のとおりです。

道路運送車両法施行規則第一条（原動機付自転車の範囲及び種別）

- 一 内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他のものにあつては〇・〇五〇リットル以下
- 二 内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は一・〇〇キロワット以下、その他のものにあつては〇・六〇キロワット以下

EUCは、内燃機関以外のものを原動機とするものであり、二輪を有するものではありません。よって、EUCで定格出力が0.60kW以下のものは、道路運送車両法施行規則で定める原動機付自転車に分類されることになります。ただし、EUCで0.60kWを超えるものは、原動機付自転車に分類されません。この場合、EUCは、軽自動車または普通自動二輪車に分類されることがあります。

3 EUC およびセグウェイの検挙事例

EUC の車両区分（みなしの扱い）を、実際に日本であった検挙事例を紹介します。

セグウェイと EUC は異なる乗り物です。しかし、電動であって直立して走行すること、社会的な認知が当時不十分であったことなど、現在の EUC と共通点があります。そのため、関連事例として紹介します。

3.1 一般公道でセグウェイを走らせた事例（2003 年）

概要

2003 年 7 月 9 日の午後、輸入販売会社経営の男は東京都渋谷区神宮前（JR 原宿駅周辺）で、デモンストレーター的女性 2 人にセグウェイを運転させ、一般公道を警察の許可なく走行させた。

検挙内容

道路交通法第 62 条「整備不良車両の運転の禁止」が適用された。

詳細

- ・ 東京簡裁は 50 万円の罰金支払いを男に命じた。
- ・ 警視庁は、セグウェイが出力 0.6 kW 以上のカテゴリに位置する「普通自動二輪車」に当たると判断した。
- ・ 警視庁は、運転者本人ではなく、運行を指示した側の責任がより重いとした。

参考文献・ウェブサイト等

<https://response.jp/article/2004/04/12/59422.html>

3.2 一般公道を EUC で繰り返し走行した事例（2018 年）

概要

2018 年 7 月 10 日の午前 7 時 55 分ごろ、ネパール国籍を持つ 28 歳の女は、国内では公道走行が禁止されている電動一輪車（移動型支援ロボット）に乗り、東山区内の国道 1 号で歩道上を走行した。

検挙内容

道路交通法違反容疑で書類送検

詳細

- ・ 通行人から「登校中の小学生が歩いている歩道をかなりの速度で走行していて危ない」との通報を受け、警察では女に対して公道での走行は止めるように指導してきたが、聞き入れることがなく、繰り返しの使用が確認できたことから道交法違反で摘発し、書類送検した。
- ・ 電動一輪車の乗員を無免許運転で摘発したのは関西では今回が初めて。
- ・ 日本国内の道路運送車両法ではモーター出力から軽自動車扱いとなる

参考文献・ウェブサイト等

<https://response.jp/article/2018/09/28/314469.html>

3.3 EUC を通勤で使っていた会社員の事例（2017 年）

概要

2017 年 8 月 30 日午前、横浜市の男性会社員（51）は、横浜市神奈川区の市道で、ブレーキ^{*1}などがない整備不良の状態の電動一輪車を運転した。

検挙内容

道路交通法違反容疑で書類送検

詳細

- ブレーキなどがない整備不良の状態の電動一輪車を運転した疑い

参考文献・ウェブサイト等

<https://www.sankei.com/affairs/news/180110/afr1801100026-n1.html>

4 考察

先に紹介した事例から、EUC の車両としての扱いを考察します。

当団体が扱っている EUC の車両としての位置付けを確認しておきます。当団体では、INMOTION V5F を主に使用しています。V5F の定格出力は、550 W であることから、道路運送車両法施行規則第一条における原動機付自転車に該当すると考えられます。

また、V5F を日本の公道において走行した場合、道路交通法違反に該当すると考えられ、その内容は以下のとおりです。

- 道路交通法第 62 条「整備不良車両の運転禁止」
- 道路交通法第 64 条「無免許運転等の禁止」

現時点の道路交通法において、EUC はその性能から軽車両ではない車両に分類されます。また、そのままでは整備不良車両の運転禁止に該当するため、免許証の有無に関わらず公道での走行は認められません。よって、道路交通法において公道とみなされない私有地や公園などで走行可能と判断されます。

5 まとめ

EUC はその性能上は軽車両ではない車両とされる一方、道路運送車両法で定める保安基準を満たしていないことから整備不良車両とみなされます。したがって、免許証の有無に関わらず公道での走行は認められません。

よって、従来から言われてきた通り、道路交通法において公道とみなされない私有地や公園などに限って EUC を走行させることが妥当と判断されます。

*1 ここでのブレーキとは、運転者が物理的に操作可能な制動装置のこと。